

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医務費

事業名 退院支援担当者養成研修事業費 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 在宅医療福祉係 電話番号：058-272-1111(内 2623)

E-mail: c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,100千円 (前年度予算額：1,100千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,100	0	0	0	0	0	1,100	0	0
要求額	1,100	0	0	0	0	0	1,100	0	0
決定額	1,100	0	0	0	0	0	1,100	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

2025年を目途に地域包括ケアシステムの構築が急がれている。高齢者等が要介護状態になり、医療機関から在宅療養移行又は転院する際、医療機関の退院支援担当者が中心となり、在宅支援機関(かかりつけ医・ケアマネージャー、訪問看護師等)と調整する必要がある。

しかし、岐阜県において、退院支援担当者を配置している医療機関は全国平均値を下回っているのが現状である。

人口10万人対の退院支援担当者配置状況(H29)

病院：岐阜県 2.5 全国：2.9、診療所：岐阜県 0.2 全国：0.4

より多くの医療機関に退院支援担当者を配置し、円滑な在宅療養生活に移行できるように、その養成を図り、切れ目のない在宅医療・介護を提供する体制の充実化を図る。

(2) 事業内容

医療機関の看護師、社会福祉士を対象に退院支援に必要な知識と技術を習得

するための研修を実施する。

(他県の状況(H30時点))

実施：三重県、石川県

未実施：愛知県、静岡県、富山県

(3) 県負担・補助率の考え方

医療介護総合確保推進法に基づく県計画において、県事業として位置付ける予定の事業である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	1,100	研修会開催に要する報償費、費用弁償 他
合計	1,100	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画

退院支援担当者を配置する医療機関の増加及び病診連携、医療・介護連携強化を図るため、退院支援担当者養成研修を実施する。

(2) 国・他県の状況

・人口10万人対の退院支援担当者配置状況(H29)

病院：岐阜県2.5 全国：2.9、診療所：岐阜県0.2 全国：0.4

(3) 後年度の財政負担

・平成31～33年度の3年間、養成研修を実施し、効果測定を行い、見直しを行う。

(4) 事業主体及びその妥当性

・退院支援担当者は主に看護師がその役割を担うことから、看護師の職能団体であり、看護師の資質向上等を目的とする岐阜県看護協会に委託する。

・岐阜県看護協会は教育等看護の向上に関する事業を行う団体であり、主体としては妥当である。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

切れ目のない在宅医療・介護を確実に提供するため、医療機関から円滑な在宅療養生活への移行を支援する退院支援担当者を養成する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
退院支援担当者を配置している医療機関数	52 (H30)	58 (H32)	61 (H35)	52 (H30)	58 (R3)	85%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

・平成 30 年度において、円滑な在宅療養生活に移行できるよう、医療圏内の入院医療機関及び在宅支援機関等が共通のルールに従った退院支援を行うため、岐阜医療圏で退院支援ルールを策定。令和 1 年度は西濃医療圏で策定。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
医療圏内統一の退院支援ルールを策定することにより、退院後、医療・介護サービスが途切れることがなくなると見込まれ、ルールを多職種を中心となって運用する退院支援担当者の役割はますます増大すると見込まれる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	医療機関に入院する患者が在宅において切れ目のない医療を受けるためには退院支援は欠くことのできないものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	退院支援ルールにより、多職種の中心的存在として、退院支援を担う退院支援担当者の役割によって、切れ目のない在宅医療の提供ができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	一次医療圏を担う市町村よる退院支援担当者養成は非効率であり、県が広域的な観点から養成することが効率的である。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>経営規模が小さい有床診療所においては退院支援担当者配置が困難であることが予想されるが、診療報酬上の退院支援担当者に位置付けることは不可能であるものの、退院支援に係る知識・技術を習得させる。</p>
--

(次年度の方向性)

平成 31～令和 3 年度まで退院支援担当者養成研修を実施し、事業効果測定。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	